

コロナ危機と気候危機への取組を両立する観点からも、脱炭素社会への移行やSDGs達成等を強力に進め、ポスト・コロナの経済社会構造をより持続可能で強靱なものへと変革していく必要がある。

2020年9月に開催された、オンライン・プラットフォーム(Platform for Redesign2020)では、コロナ危機と気候危機への対応について議論がなされ、持続可能で強靱な社会経済へのリデザイン(再設計)の必要性や、「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」への3つの移行を基軸とする必要性が共有された。また、欧州では、自国の産業を保護するための国境炭素調整措置(※)の議論が進み始めている。我が国の社会経済に影響を与える可能性を鑑み、必要に応じた対応を検討する。

※ 国内製品と輸入製品の炭素価格が公平なものとなるよう調整するメカニズム

2016年のG7伊勢志摩サミット及び2018年のG7シャルルボワサミットにおいて、カーボンプライシングを巡る議論が行われた。カーボンプライシングについては、既に欧州諸国や米国の一部の州をはじめとして導入している国や地域があり、中国でも全国規模で排出量取引制度を導入している。一方、我が国はCO₂の限界削減費用が高く、エネルギーコストも高水準、またエネルギー安全保障の観点においてもエネルギー資源の大半を輸入しているという事情がある。カーボンプライシングには、市場を介した価格付けだけでなく、税制も含まれる(既に一部導入)が、制度によりその効果、評価及び課題も異なる。国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要である。

また、第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

令和3年度環境省 税制改正要望 結果概要 — 1. 税制全体のグリーン化の推進

◎は環境省が主管の要望

(地球温暖化対策)

◎ ○ 上記の議論を進めつつ、平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

⇒地球温暖化対策のための税は着実に実施することとされた。

揮発油税等の「当分の間税率」は維持することとされた。

(自動車環境対策)

◎ ○ コロナ危機により、自動車産業も厳しい状況に置かれている。裾野の広いサプライチェーンを抱え、日本経済を支える自動車産業の活性化は喫緊の課題である。

同時に、持続可能で強靱な脱炭素社会・分散型社会への移行に向けて、再エネ・蓄電池・マイクログリッド等の社会実装を加速するためには、動く蓄電池としての電動車の導入を強力に後押しすることが有効である。

これにより、コロナからの復興、気候変動対策、そして、活力ある自動車産業を同時に推進していくことが必要である。

こうした状況を踏まえつつ、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、エコカー減税対象車の重点化等を検討し、車体課税の一層のグリーン化を推進する。具体的には、2030年度燃費基準を踏まえ、ガソリン車及びクリーンディーゼル車の対象車両の絞り込みを行う。

⇒・自動車重量税のエコカー減税について、2020年度燃費基準の達成を条件に、2030年度燃費基準の達成度に応じた減税の仕組みとされた。

・自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、2020年度燃費基準の達成を条件に、2030年度燃費基準の達成度に応じた減税の仕組みとされた。

・クリーンディーゼル車について、ガソリン車と同等に燃費基準の達成状況に応じた減税の仕組みとするとともに、2年間の激変緩和措置を講じることとされた。

◎は環境省が主管の要望

(1) 循環経済

◎ ■ 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除特例措置の延長【延長】 (軽油引取税)

- ・廃棄物処理事業者が廃棄物最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税の課税免除の特例について、適用期限を3年間延長する。

⇒以下の見直しをした上で、3年間延長することとされた。

- ・廃棄物処理事業を営む者のうち、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者にあつては、適用対象を中小事業者等に限定。

(2) 脱炭素社会

■ 低公害自動車の燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長【延長】 (固定資産税)

- ・燃料電池自動車に水素を充てんするための設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額を最初の3年度分を3/4とする特例措置を2年間延長する。

⇒以下の見直しをした上で、2年間延長することとされた。

- ・政府の補助を受けて取得した一定の低公害車燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の補助金を対象から除外。

◎は環境省が主管の要望

(3) その他

■ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除【拡充・延長】 (法人税、所得税、法人住民税)

- ・試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除について、
 - 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ及び上乗せ措置の延長
 - デジタル化・リモート社会の推進を目的としたソフトウェア関連費用の見直し等の拡充・延長を行う。

⇒以下の見直しを行うこととされた。

- ・一定の要件の下、総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限を法人税額の25%から30%に引上げ、控除率の上乗措置の適用期限の2年間延長
- ・対象となる試験研究費を拡充し、「クラウドを通じてサービス提供行うソフトウェア」に関する研究開発費を追加 等

■ 技術研究組合の所得の計算の特例の延長【延長】 (法人税)

- ・技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合に、減額した金額を損金に算入する特例措置を延長する。

⇒以下の見直しをした上で、3年間延長することとされた。

- ・対象資産から鉱業権を除外。